

天沼町二丁目東部自治会  
令和5年度 定期総会資料  
【添付】 自治会運営資料集



©天沼町二丁目東部自治会

# — 目 次 —

## 令和5年度 定期総会資料

令和5年度定期総会次第.....	1
令和4年度行事報告.....	2
令和4年度決算報告.....	5
積立金に関する報告書.....	6
J・Aさいたま農協残高証明.....	7
令和4年度監査報告書.....	8
令和5年度役員名簿(案).....	9
令和5年度行事計画(案).....	10
令和5年度予算(案).....	11
天沼町二丁目東部自治会会則.....	12
天沼町二丁目東部自治会 申し合わせ事項.....	14
天沼町二丁目東部自治会 個人情報取扱規程.....	15
天沼町二丁目東部地域防犯パトロール隊規約.....	17
天沼町二丁目東部自治会 自主防災会規約.....	18

## 【添付】自治会運営資料集..... 19

天沼町二丁目東部自治会ブロック長・班長の皆様へ.....	21
令和5年度ブロック長名簿.....	22
令和5年度班長名簿.....	23
令和5年度組織図・役割分担.....	24
班長、ブロック長の任務.....	25
新ブロック長さん、新班長さんへのお願い.....	26
自治会費等 徴集の手順.....	27
<会費徴収簿(見本No.1)>.....	28
<会費徴収控(見本No.2)ブロック長用A4版黄色紙>.....	29
<応募者カード内の日赤募金(見本No.3)>.....	30
自治会加入のお願い.....	31
「自分たちのまちは、自分たちで守ろう」.....	32
令和5年度自主防災計画.....	33
防災用品備蓄一覧.....	34
消火器設置のお願い.....	35
自主防災会組織図.....	36
自主防災マップ.....	38
自治会ブロック区画.....	40
入ろう自治会!(さいたま市自治会連合会参考資料).....	42
自治会ご加入のお願いをする際の予備知識.....	43
会員異動届.....	45
弔意報告書.....	47
新生児誕生並びにお祝い支給申請書.....	49
応募者カード.....	51
会費徴収簿.....	53

## — 別添資料 —

- ・会費徴収控(ブロック長用)《A4版黄色紙》 — ブロック長のみ
- ・ブロック別班長住宅地図 — ブロック長・班長のみ
- ・消火器設置のお願い(回覧用) — ブロック長・班長のみ

# 令和5年度定期総会次第

令和5年4月16日（日）

天沼町二丁目東部自治会

1.開会の言葉

2.会長挨拶

3.議長選出

◇ 各書類の確認

4.議事

◇ 第1号議案 令和4年度行事報告

◇ 第2号議案 令和4年度決算報告及び監査報告

◇ 第3号議案 ~~役員選任(案)~~

役員紹介並びに代表者挨拶

◇ 第4号議案 ~~令和5年度行事計画(案)~~

◇ 第5号議案 ~~令和5年度予算(案)~~

◇ 第6号議案 その他

5.議長解任

6.閉会の言葉

総会終了後

ブロック毎に、新ブロック長様と班長様のお住いの場所等について  
打ち合わせをして頂きます。又ご不明な点がありましたら補足説明を  
行いますので、お帰りにならずご出席下さい。

尚、14～18ブロック長様は、質問が無ければお帰りになって結構です。

## 令和4年度行事報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

月	三役及び総務部	体育部	広報部	文化部
四月	①定例7者会議(月末土曜日) ②定例役員会(第1土曜日) ③防犯パトロール実施 (第1月曜・第3木曜) ④セントラルパーク会議 (上記①～④項目は毎月の活動 の為、次月からは記載省略) 会計監査・予算会議 令和4年度自治会総会 南部地区自治会連合会総会(書面)	大宮南地区体育振興会事業部会	①公民館だより配付 ②自治会回覧配付 ③各種団体回覧物配付 ④市掲示板へのポスター掲示 (上記は毎月の活動の為、 次月からは「毎月の作業」と記載) 総会資料配付	
五月	社会福祉協理事会・総会(書面) 大宮区自治連総会・理事会(書面) 青少年育成会総会【中止】 セントラルパークふれあい祭り【中止】 天沼神社総会【中止】 南中体育祭【中止】 自治会費集金 (583世帯) 日赤募金集計納金 (振込)	南地区体育振興会総会、事業部会 ソフトボールリーグ戦 大宮区ソフトボール大会(準優勝)	日赤募金回覧配付 毎月の作業	
六月	大宮区自治連理事会・大宮区との顔合せ会【中止】 芝川小評議会連絡会(いじめ防止対策委員会)【中止】 南地区子供育成会総会【中止】 さいたま自治連総会【中止】 南地区自治会長会【中止】 南地区防犯連絡会総会【中止】 自治会運営助成金申請 天沼自警消防団総会【中止】 交通安全協天沼支部総会【中止】 自治会特別会員募集並びに集金 (23社)	ソフトボールリーグ戦 南地区親睦グラウンドゴルフ大会	毎月の作業	いきいきサロン【中止】
七月	各種団体との懇親会【中止】 大宮南公民館ふれあいまつり実行委員会【中止】 大宮区クロスロード講習会【中止】 避難場所運営委員会(芝小)N 自治会運営助成金受領	各種団体との懇親会【中止】	各種団体との懇親会【中止】 毎月の作業	各種団体との懇親会【中止】 敬老該当者名簿受取り (会員のチェック) 敬老助成金申請
八月	ブロック長会議(納涼の夕べ・敬老会について)【中止】 納涼の夕べ【中止】⇒納涼花火大会(芝川小おやじの会と共催) 他自治会の夏祭り訪問【中止】 社協賛助会費募集開始 避難場所運営委員会 大宮高 IG、A 参加 社協ふれあいまつり実行委員会【中止】	ブロック長会議出席【中止】 納涼の夕べ【中止】 南地区体育振興会事業部会	ブロック長会議【中止】 納涼の夕べ【中止】 毎月の作業	ブロック長会議【中止】 納涼の夕べ【中止】 敬老補助金
九月	敬老祝賀会・天東落語会 社協賛助会募金集計納金 (振込) 大宮区自治連リーダー研修会 南小学校運動会【中止】 社協ふれあいまつり実行委員会【中止】	敬老祝賀会・天東落語会 南地区合同運動会実行委員会【中止】 自治会対抗グラウンドゴルフ大会 南地区体育振興会事業部会 ソフトボールリーグ戦	毎月の作業 敬老祝賀会・天東落語会	敬老祝賀会・天東落語会 敬老お祝い品配付 該当者:375名 内自治会員:313名

月	三 役 及 び 総 務 部	体 育 部	広 報 部	文 化 部
十 月	社協ふれあい祭り【中止】 セントラルパークふれあい祭【中止】 社協へ敬老会実施報告書提出 赤い羽根共同募金納金 (自治会費より20万円拠出) 大宮地区避難所運営訓練参加 芝川小3名、大宮高校3名 南地区合同運動会【中止】 芝川小学校運動会【中止】	南地区体育振興会役員会 【中止】 南地区合同運動会【中止】 ソフトボールリーグ戦	南地区合同運動会【中止】 毎月の作業	南地区合同運動会【中止】
十 一 月	南地区自治会長会議 芝川小評議会委員会【中止】 歳末たすけあい募金納金 (自治会費より9万円拠出) 大宮区自治会連合会勉強会出席 防災関係完了報告書提出 防災レベルアップセミナー【中止】 自主防災会防災訓練(27名)	大宮区民グラウンドゴルフ大 会(第二東中)【個人参加】	毎月の作業	
十 一 月	大宮区勉強会【中止】 天沼・大原交通対策連絡協議会 【中止】 餅つき大会【中止】 新成人餅つき大会へ招待【中止】 クリスマスサロン開催【中止】	南地区体育振興会事業部会 餅つき大会【中止】	氷川神社お札配付 毎月の作業 餅つき大会【中止】	クリスマスサロン【中止】 餅つき大会【中止】 成人祝い品配付(男性8名、 女性8名、計16名)
一 月	南部地区新年顔合わせ会 南地区自治会長会議 令和5年度自治会行事検討 4/03 監査・予算会議 4/16 総会 5/27 芋植芋掘収穫体験会《仮称》 7/01 各種団体との懇談会 8/05 ブロック長会議 8/26 天東夏祭り&花火大会(仮称) 9/16 敬老運動会・天東落語会(仮称) 10/08 南地区合同運動会 11/04 まちめぐりウォーキング 11/19 自治会防災訓練 12/17 餅つき大会・新成人祝賀会 3/03 天東グラウンドゴルフ大会	南地区体育振興会事業部会 【中止】	毎月の作業 シルバー天東会新年会【中止】	シルバー天東会新年会【中止】
二 一 月	大宮区賀詞交歓会【中止】 大宮区安心安全の集い【中止】 書き損じハガキ回収・持参 防災リーダー研修会【中止】 芝川小防災ボランティア連【中止】	南地区自治会対抗ソフトバ レーボール大会【中止】	毎月の作業	新入学児童調査締切り
三 月	天沼神社例大祭参加 南中・芝小・南小卒業式(保護者のみ) 総会資料提出、準備 防犯活動実績報告提出 大宮区防災情報交換会【中止】	年間活動報告 自治会グラウンドゴルフ大会 【参加者24名】 南地区体育振興会事業部会	毎月の作業 総会資料収集	年間活動報告 新入学児童お祝い品配付 (男子9名、女子12名、計21 名)

月	衛 生 部	レ ク 部	青 少 年 部	防 災 ・ 防 犯 関 連
四 月	ゴミ集積所 No14 移動申請を区清掃事務所へ提出 箒、塵取り補充、ゴミノート配付は随時実施	日帰り旅行者との打合せ【中止】 役員会で中止報告【本年度開催は中止決定】 参加者募集【中止】 中止通知回覧	総会出席	毎月第1(月)第3(木)パトロール (次月以降の記載省略) 防災倉庫内整理・備品確認
五 月	ゴミゼロキャンペーン(トヨタ自動車様よりお茶1ケース戴く)	セントラルパークふれあい春まつり出店【中止】		令和4年度防災用品購入計画
六 月				自主防災組織運営補助金申請 防犯活動助成金申請 避難場所運営訓練説明会
七 月	各種団体との懇親会【中止】 ゴミ集積所 No56 防鳥ネットと箒交換	各種団体との懇親会【中止】		各種団体との懇親会【中止】 大宮クロスロード講習会【中止】 貸与品所持確認
八 月	ブロック長会議【中止】 納涼の夕べ【中止】 ゴミ集積所 No39 防鳥ネット交換、ゴミ集積所 No11 箒とゴミノート連携	ブロック長会議【中止】 納涼の夕べ【中止】 敬老祝賀会名簿・案内状作成	納涼の夕べ【中止】	ブロック長会議【中止】 避難場所運営委員会大宮高芝川小 自主防災運営補助金受領 防犯助成金受領
九 月	敬老祝賀会・天東落語会区より助成金受領 ゴミ集積所 No30 と No34 箒交換	敬老祝賀会・天東落語会 敬老祝賀会名簿作成	敬老祝賀会・天東落語会	防災井戸水質検査サンプル提出(4箇所)合格 防災倉庫内点検整理
十 月	南地区合同運動会【中止】 ゴミ集積所 No01～No72 点検、No11 防鳥ネット交換、区から持出し禁止看板受領	南地区合同運動会【中止】 セントラルパークふれあい秋まつり出店【中止】	南地区合同運動会【中止】	大宮区避難所運営訓練参加 芝川小4名参加 大宮高4名参加 防災用品納品
十 一 月	ごみ集積所点検と補修 No07 散乱に関する調整 No08 と 22 防鳥ネット交換 レッツ・ジョインクリーン活動(トヨタ自動車様よりお茶1ケース戴く) 自治会自主防災訓練参加	自治会自主防災訓練参加		自主防災会防災訓練実施 参加者39名 消火器の点検作業(78箇所)
十 二 月	餅つき大会【中止】 ゴミ集積所 No19 と 25 箒と塵取り交換	餅つき大会【中止】	餅つき大会【中止】 クリスマス会【中止】	防犯活動用ジャンパー作成
一 月	シルバー天東会新年会【中止】 ゴミ集積所 No10 ゴミノート交換、No07 塵取り交換	シルバー天東会新年会【中止】 新イベント検討		防犯助成金活動報告提出
二 月		新イベント『薩摩芋植付じゃが芋堀収穫体験会』(仮称) 畑整地と種芋植付		大宮区安全安心の集い 自主防災組織運営補助金実績報告書提出
三 月	ゴミ集積所 No07、No19 カラスいけいけ設置、 No06 塵取り交換 年間活動報告	年間活動報告 ホームページ保守、ネット・情報共有検討 じゃが芋芽摘み追肥予定	年間活動報告	大宮区防災情報交換会【中止】 防災訓練補助金受領 年間活動報告 次年度防災用品検討

個人名、連絡先、署名捺印等の個人情報を含むため、インターネット公開はできません。

内容は自治会内部の回覧でご確認ください。

# 積立金に関する報告書

令和5年4月4日  
天沼町二丁目東部自治会

令和4年度総会に於いて決議されました積立金について、令和4年度末の状況を下記のとおり報告します。

—記—

## 1 積立金の目的

天東自治会館建設費用の積立金とする。

《当面、目標金額 1,000万円》

## 2 積立金

原則として、毎年20万円を定期預金として積立てる。

## 3 令和5年3月31日（令和4年度末）現在の積立金額

令和3年度末積立金残高	7,426,018円
令和4年度積立金	300,000円
令和4年度預金利息	140円
令和4年度末積立金残高	7,726,158円

(7ページ残高証明を参照願います)



## J・Aさいたま農協残高証明

個人名、連絡先、署名捺印等の個人情報を含むため、インターネット公開はできません。

内容は自治会内部の回覧でご確認ください。

## 令和4年度監査報告書

個人名、連絡先、署名捺印等の個人情報を含むため、インターネット公開はできません。

内容は自治会内部の回覧でご確認ください。

## ~~令和5年度役員名簿(案)~~

個人名、連絡先、署名捺印等の個人情報を含むため、インターネット公開はできません。

内容は自治会内部の回覧でご確認ください。

# 令和5年度行事計画(案)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

- 4月 定例役員会・総会資料編集会議・定例総会・班長合同会議・新旧役員歓送迎会  
ゴミ集積所の点検と整備・6者会議を毎月実施  
各種外郭団体会議出席(毎月)
- 5月 定例役員会・合併記念見沼公園ふれあい春まつり(3<日>)参加・自治会費集金日  
(14<日>)・日赤社員社資募集運動集金(14<日>)・南地区体育振興会主催ソフト  
ボールリーグ戦開始・レク部芋植え芋掘り収穫体験会(仮称)(27<土>)・ゴミ  
ゼロキャンペーン(28<日>)
- 6月 定例役員会・コクーン杯グラウンドゴルフ参加・セントラルパーク会議参加・い  
きいきサロン開催(14<水>)
- 7月 定例役員会・各種団体との懇親会(1<土>)
- 8月 定例役員会・ブロック長会議(5<土>)(夏祭り、敬老会の開催について)  
天東夏祭り&花火大会(仮称)(26<土>)・自治会対抗グラウンドゴルフ大会参加
- 9月 定例役員会・自治会敬老祝賀会・天東落語会(仮称)(16<日>)の開催  
敬老祝賀品の配付・社会福祉協議会賛助会員募集の運動
- 10月 定例役員会・赤い羽根共同募金(自治会費より納金)・南地区合同運動会(8<日  
>)・大宮区避難所運営訓練(14<土>)・ゴミ集積所の点検整備・合併記念見沼公  
園ふれあい秋まつり参加(29<日>)
- 11月 定例役員会・まちめぐりウォーキング(4<土>)・レッツ・ジョインクリーン運  
動の実施(12<日>)・自治会防災訓練(19<日>)・南地区体育振興会主催ソフト  
ボールリーグ戦終了・歳末助け合い募金活動・新成人の調査
- 12月 定例役員会・餅つき大会・新成人祝賀会(17<日>)成人者祝賀品配付  
クリスマスサロン開催(20<水>社協協賛)・ゴミ集積所の巡回
- 1月 新年定例役員会・南地区新年会に参加
- 2月 定例役員会・南地区自治会対抗ソフトバレーボール大会参加・新入学児童の調査
- 3月 定例役員会・次年度計画会議・  
町内会グラウンドゴルフ大会(3<日>、雨天時順延10<日>)開催  
新入学児童へ祝賀品の配付・総会準備会議  
新入学児童お守り授受配付(天沼神社)

個人名、連絡先、署名捺印等の個人情報を含むため、インターネット公開はできません。

内容は自治会内部の回覧でご確認ください。

# 天沼町二丁目東部自治会会則

## (名称)

第1条 この会は天沼町二丁目東部自治会と称し事務所を会長宅に置く。

## (目的)

第2条 この会は地域住民の親睦を図ると共に教養の向上並びに共同福祉の増進を図るを以って目的とする。

## (会員)

第3条 1. この会は天沼町二丁目東部地区に居住する世帯主及び事業所等の代表者又は管理者でこの趣旨に賛同するものを会員とする。  
2. 会員は一般会員と特別会員とする。

## (事業)

第4条 この会は前条の目的を達成する為次の事業を行う。

1. 文化、教養、体育に関すること
2. 保健、衛生に関すること
3. 祭礼、祝事、弔慰慰問及び厚生娯楽に関すること
4. 公共諸団体との連絡協調に関すること
5. 公共その他の寄付金、募金に関すること
6. その他会員の共同福祉に関すること

第5条 第4条に定める事業を行うため次の部を置く

1. 総務部 2. 文化部 3. 体育部 4. 衛生部 5. レク部 6. 広報部 7. 青少年部

## (役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名以上 会 計 1名 会計補佐 1名  
各部部長 7名 監 事 2名 各部部会員 適正人数

第7条 役員任期は2年とし再選を妨げない。

補欠の場合は、前任者の残任期間とする。役員は任期終了後も後任者の決定するまではその職務を行う。

第8条の1 会長、副会長、会計及び会計補佐、監事は選考委員会により選出する。

但し、各部部長は選考委員会に於いて選出された三役が、役員会に於いて協議し委嘱する。

第8条の2 選考委員会は、現役員代表（会長、副会長、相談役、会計、会計補佐、

各部部長7名）及び会員内の有識者（自治会運営について知識を有する人）で構成する。

その委員会に出席した委員の互選により選考委員長を選出し、選任された委員長は年度内に委員会を司り、後任者の決定までは其の任務にあたる。但し再任は妨げない。

尚、選考委員会の開催月は12月とし、其の召集は選考委員長が行い三役の決定までは、随時これを開催する。

第9条 役員任期は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を助け会長事故あるときはこれを代理する。
3. 会計及び会計補佐は、会計事務に従事する。
4. 役員会は、三役および各部部員全員を以って構成し会務の審議とその執行にあたる。
5. 監事は庶務会計を監査する。

第10条 会長は総会によって相談役を委嘱することができる。

(会議)

第11条 総会は定例総会と臨時総会とする。

定例総会は毎年4月に開き、臨時総会は会長が必要と認めたとき又は会員の三分の一以上の要請があった時これを開く。

第12条 総会に付議すべき事項は概ね次の通りとする。

1. 規約の制定及び改正
2. 収支予算及び事業計画
3. 収支決算及び事業報告
4. その他重要と認められる事項

第13条 役員会は随時必要と認めたとき、会長がこれを召集する。

第14条 議事は出席者の3分の2以上の同意を持って決する。

(機構)

第15条 会務の円滑なる運営を図るため会の区画を分ちその区画は別に定める。

1区画を編成する世帯数は概ね15世帯とする。

(会計)

第16条 この会の経費は会費助成金、寄付金、その他の収入を以ってあてる。

会費は一般会員1世帯当り月額200円

特別会員年額5,000円以上とする。

第17条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第18条 この会に次の書類及び帳簿を備え使用後の保存期間を定める。

- |                |      |    |
|----------------|------|----|
| 1. 会員及び役員名簿    | 保存期間 | 2年 |
| 2. 会費徴収台帳      | 保存期間 | 5年 |
| 3. 金銭出納簿及び証拠書類 | 保存期間 | 5年 |
| 4. 財産台帳        | 保存期間 | 5年 |
| 5. 会議録及び諸記録    | 保存期間 | 2年 |

第19条 退任役員功労記念品贈呈

在任年数×2,000円相当の品物を謝礼として贈呈する。

(但し上限50,000円とする。)

第20条 この規約に定められていない事項は役員会に於いてこれを決定する。

(附則)

新会長が選出されるまでは旧会長に於いて会務を総理し新班長を招集することが出来る。

この規約は昭和36年4月1日より施行する。

昭和56年5月24日一部改正	平成16年4月25日一部改正追加
平成2年4月16日一部改正	平成18年4月23日8条2項改正
平成5年4月18日一部改正	平成24年4月22日19条改正20条とする
平成6年4月17日一部改正	平成24年4月22日19条を新たに追加制定

## 天沼町二丁目東部自治会 申し合わせ事項

1. 会費徴収のこと  
会費は現行1ヶ月200円の割りとし、原則として12ヶ月を一括集金するものとする。  
但し特別な理由ある会員は班長に申し出、会計の承認を得、4ヶ月を1期として分納ができる。また途中転入者は月割り納入とする。  
ただし納入した会費は返金しない。  
二世帯は一世帯分の会費を徴収し、三世帯目は徴収する。 (H08.04.14改正)
2. 慶弔慰問  
6ヶ月以上会費を納入した家庭には次の通り贈る。  
新生児誕生1名につき祝い金 5,000円 (R01.04.01改正)  
(但し当自治会員の実子とする。)  
死亡弔慰金 5,000円 (H10.04.01改正)  
新成人には記念品を贈呈する  
但し、当会の特別功労者については別に協議決定する。
3. 募金のこと  
日赤募金、社会福祉賛助会員募金は各個の任意による募金とし、歳末助け合い募金及び共同募金は自治会より支出する。 (H09.04.13改正)
4. 分担金のこと  
天沼神社維持費、天沼町自警消防団、交通安全協会天沼支部の分担金は自治会費より支出する。
5. 特別会員  
班長、ブロック長の役は免除する。各種回覧をまわす。  
会費集金の場合は自治会の領収書を出す。
6. 会費の免除  
病気又はその他の理由により役員会において必要と認めた場合は会費を免除する事が出来る。
7. ゴミ集積所の世話役及び清掃は当番制で行い、其の場所を利用する全員が担当する。
8. 自治会活動の事  
自治会活動の活性化を図るため、シルバー天東会、婦人会、子供会、ソフトボール部の活動を支援する。 (R01.04.01改正)
9. テント使用要領
  - (1) 使用希望者は申込書を提出して会長の認印を受けること。
  - (2) 会長の認印受けた後(使用料を要する場合はそれを会計に納金してから)本書を保管責任者に提出して借用する。
  - (3) 当会(各専門部の業務を含む)及び会員の慶弔の際使用する以外は、使用料として1日500円の割りで予め納入すること。
  - (4) 使用後のテントはよく乾燥し、13組の支柱はよく払拭して員数を揃え保管責任者に速やかに返戻すること。
  - (5) 使用中破損又は滅失したときは損害賠償の責を負うこと。
  - (6) 使用申込書には
    - I 使用責任者(班長)名、II 使用目的、III 試用期間、IV 使用場所、
    - V 使用料(1日500円の割り)等を記入する。



# 天沼町二丁目東部自治会 個人情報取扱規程

## 目 的

第1条 この規程は、個人情報が慎重に取り扱われるものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 責 務

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 周 知

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を総会資料、回覧又はホームページにより、会員に周知するものとする。

## 個人情報の取得

第4条 本会は、会長が「会員異動届」「会費徴収簿」「高齢者調査票」等を会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

- 2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿作成に必要な、氏名(家族、同居人を含む)、住所、電話番号のほか、災害時における避難支援活動に必要な、生年月日、性別、援護の要否、緊急連絡先、その他の項目で、会員が同意する事項とする。

## 同意の取消し

第5条 会員は、前条に基づき取得した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消す事ができる。

- 2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、高齢者名簿等としてすでに会員に配布しているものに対しては、削除の連絡をする事でこれに替える。

## 利 用

第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行なうものとする。

- (1). 会議開催、会員管理、その他文書の送付など
- (2). 自治会員名簿の作成及び地図の作成
- (3). 会員相互の親睦を深める活動
- (4). 安心・安全で、住みよいまちづくり活動
- (5). 祝い金等の対象者の把握
- (6). 災害時における要援護者の支援活動

## 管 理

第7条 収集した個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 高齢者名簿等は、配布を受けた個々の会員が適正に管理する。

3 不要となった個人情報、次に掲げる場合を除き、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## 提 供

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは埼玉県、さいたま市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (5) 個人情報のうち役員に関するもので、さいたま市、自治会連合会、又はこれらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会に変わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

附 則 この規定は、平成31年4月21日から施行する。

# 天沼町二丁目東部地域防犯パトロール隊規約

- 名称** 天沼町二丁目東部地域防犯パトロール隊と称する。
- 事務局** 本会の事務局は隊長宅に置く。
- 組織** 本会は天沼町二丁目東部地域住民と防犯推進委員、並びに警察OB、参道交番連絡協議会委員、自治会会員をもって構成する。
- 目的** 本会は地域住民との和をはかり、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。
- 活動方法** 本会の活動は年間を通じて行うこととする。  
(1)活動 月 2回東班、西班の2班に分かれて行うこととする。  
(2)活動日 原則として第1月曜日と第3木曜日とする。  
(3)集合場所 観音堂  
(4)時間 4月～9月は 午後4時～5時、  
10月～3月は 午後3時30分～4時30分とする。  
(5)服装 パトロール用ジャンパー、帽子、腕章、たすき等を着用する。  
(季節により服装は変わる)
- 役員** 本会は次の役員を置く。  
(1)隊長 1名  
(2)副隊長 2名  
(3)幹事 若干名
- 役員を選出** 役員を選出は次によるものとする。  
(1)隊長は自治会長が兼任する。  
(2)副隊長、幹事は隊員の互選とする。
- 役員の任期** 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 役員職務** 役員職務は次のとおりとする。  
(1)隊長は会務を統括し、本会を代表するほか会議の議長となる。  
(2)副隊長は隊長を補佐し、隊長が欠席の時はその職務を代行する。  
(3)幹事は隊長の指示を受け、本会の事務を執行し隊長、副隊長ともに欠席の時はその職務を代行する。
- 会議** 会議は隊長が必要に応じてこれを招集する。

本会は当規約に基づいて平成16年7月10日より施行する。

平成20年2月23日改定

平成24年3月31日改定

# 天沼町二丁目東部自治会 自主防災会規約

## 名 称

第1条 この会は、天沼町二丁目東部自治会自主防災会（以下「本会」という）と称する。

## 目 的

第2条 本会は、地域住民相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## 事 業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する予防対策
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、及び給食給水等の応急対策に関すること。
- (4) 前号に関する訓練。
- (5) 資機材等の整備。
- (6) その他目的達成のために必要な事項。

## 会 員

第4条 本会は、天沼町二丁目東部自治会員の世帯をもって構成する。

## 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 役員は自治会の役員とブロック長及び自治会員を充てる。
- (4) 任期は自治会役員の任期と同じく2年とする。但し、ブロック長は1年とする。

## 役員の仕事

第6条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

## 総会及び役員会

第7条 総会は、町内会総会と同じに開催する。  
役員会は、会長が招集する。

## 防災計画

第8条 本会は、第3条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

## 会費及び経費

第9条 本会の会費及び運営に要する経費は、町内会費その他の収入をもって充てる。

## その他

第10条 この規約に定めない事項については、役員会にて協議して決める。

## 補 足 集合場所

天沼町2丁目東部地区の一時避難集合場所を基本的に下記の通りとする。

- 1 1ブロック～7ブロック・16ブロックはトヨタ自動車駐車場（旧ローソン駐車場）
- 2 8ブロック～15ブロックは観音堂広場  
（天災発生の際は近くの集合場所に避難してください。）

## 付 則

この規約は、平成23年5月9日から実施する。